

スイス
特許法
法 232.14
2017年1月1日版

目次

第1編 総則

第1章 特許取得の要件及び特許の効果

A. 特許可能な発明

I. 原則

第1条

II. 人体及びその要素

第1a条

III. 遺伝子配列

第1b条

B. 特許性からの除外

第2条

C. 特許を付与される権利

I. 原則

第3条

II. 審査手続中の資格

第4条

D. 発明者の名称の記載

I. 発明者の権利

第5条

II. 記載される権利の放棄

第6条

E. 発明の新規性

I. 技術水準

第7条

II. (廃止)

第7a条 (廃止)

III. 無害の開示

第7b条

IV. 公知の物質の新しい使用法

a. 最初の医療上の使用

第7c条

b. その他の医療上の使用

第7d条

F. 特許の効果

I. 排他権

第8条

II. 製造方法

第8a条

III. 遺伝情報

第8b条

IV. ヌクレオチド配列

第8c条

G. 特許の効果の例外

I. 一般的

第9条

II. 具体的

第9a条

第10条 (廃止)

H. 特許製品の標記

I. 特許標章

第 11 条

II. その他の標記

第 12 条

J. 外国居住者

第 13 条

K. 特許の存続期間

I. 最長存続期間

第 14 条

II. 期間満了前の失効

第 15 条

L. 留保

第 16 条

第 2 章 優先権

A. 優先権の条件及び効果

第 17 条

B. 優先権を主張する資格

第 18 条

C. 方式要件

第 19 条

D. 法的手続での立証責任

第 20 条

E. 二重特許の禁止

第 20a 条

第 21 条－第 23 条（廃止）

第3章 特許の効力に関する変更

A. 一部権利放棄

I. 条件

第24条

II. 新しい特許証の交付

第25条

B. 無効訴訟

I. 無効の理由

第26条

II. 一部無効

第27条

III. 訴訟の権利

第28条

C. 特許の有効性の変更の効果

第28a条

第4章 特許付与を受ける権利及び特許権の変更；ライセンスの許諾

A. 譲渡訴訟

I. 条件及び第三者に対する効果

第29条

II. 一部譲渡

第30条

III. 訴訟提起の期限

第31条

B. 特許の収用

第32条

C. 特許を受ける権利及び特許権の移転

第 33 条

D. ライセンスの許諾

第 34 条

第 5 章 特許により与えられた権利の法的制限

A. 先使用者の権利；外国の車両

第 35 条

A の 2 農業従事者の特典

I. 原則

第 35a 条

II. 範囲及び対価

第 35b 条

B. 従属的権利

I. 従属発明

第 36 条

II. 従属的な植物品種権

第 36a 条

C. スイスにおける発明の実施

I. ライセンスの許諾訴訟

第 37 条

II. 特許取消訴訟

第 38 条

III. 除外例

第 39 条

D. 公益のためのライセンス

第 40 条

E. 半導体技術分野における強制ライセンス

第 40a 条

F. 研究手段

第 40b 条

G. 診断手段に係る強制ライセンス

第 40c 条

H. 薬剤の輸出に係る強制ライセンス

第 40d 条

I. 第 36 条から第 40d 条までに共通する規定

第 40e 条

第 6 章 手数料

第 41 条

第 42 条から第 46 条まで（廃止）

第 7 章 手続続行及び権利の回復

A. 手続続行

第 46a 条

B. 権利の回復

第 47 条

C. 第三者に係る留保

第 48 条

第 8 章 代理及び監督

A. 代理

第 48a 条

B. 監督

第 48b 条

第 2 編 特許付与

第 1 章 特許出願

A. 出願の方式

I. 一般

第 49 条

II. 遺伝資源及び伝統的知識の出所に関する情報

第 49a 条

B. 発明の開示

I. 一般

第 50 条

II. 生物学的材料

第 50a 条

C. 特許クレーム

I. 範囲

第 51 条

II. 独立クレーム

第 52 条

第 53 条－第 54 条（廃止）

III. 従属クレーム

第 55 条

第 55a 条（廃止）

D. 要約

第 55b 条

E. 出願日

I. 総則

第 56 条

II. 特許出願の分割

第 57 条

F. 技術書類

第 58 条

G. 特許出願の公告

第 58a 条

第 2 章 審査手続

A. 審査の主題

第 59 条

B. 審査の完了

第 59a 条

第 59b 条 (廃止)

C. 異議申立

第 59c 条

第 59d 条 (廃止)

第 3 章 特許登録簿 ; 庁による公告 ; 電子的行政通信

A. 特許登録簿

第 60 条

B. 公告

I. 特許出願及び登録された特許に関するもの

第 61 条

第 62 条 (廃止)

II. 特許明細書

第 63 条

第 63a 条 (廃止)

C. 特許証

第 64 条

D. 一件書類の閲覧

第 65 条

E. 電子的行政通信

第 65a 条

第3編 法的保護

第1章 民事法及び刑事法に基づく共通保護規定

A. 責任が生じる事情

第66条

B. 立証責任の転換

第67条

C. 製造又は営業秘密の保護

第68条

D. 製品又は設備の売却又は廃棄

第69条

E. 判決の公告

第70条

F. 判決の通知

第70a条

G. 多段階訴訟の禁止

第71条

第2章 民事法に基づく特別保護規定

A. 差止命令又は救済措置を求める訴訟

第72条

B. 損害賠償訴訟

第73条

C. 確認判決を求める訴訟

第74条

D. ライセンシーの訴権

第75条

第76条（廃止）

F. 予備的措置

第 77 条

第 78 条－第 80 条（廃止）

第 3 章 刑事法に基づく特別保護規定

A. 刑事規定

I. 特許侵害

第 81 条

II. 出所に関する虚偽の情報

第 81a 条

III. 虚偽の特許標記

第 82 条

B. スイス刑法総則の適用

第 83 条

B-2. 営業上の侵害

第 83a 条

C. 管轄地

第 84 条

D. 州当局の権限

I. 総則

第 85 条

II. 特許無効の訴え

第 86 条

第 4 章 関税当局により提供される援助

A. 疑わしい商品の通知

第 86a 条

B. 援助の申請

第 86b 条

C. 商品の留置

第 86c 条

D. 見本

第 86d 条

E. 製造及び営業秘密の保護

第 86e 条

F. 商品の廃棄の申請

I. 手続

第 86f 条

II. 同意

第 86g 条

III. 証拠

第 86h 条

IV. 損害賠償

第 86i 条

V. 費用

第 86j 条

G. 責任申告書及び損害賠償

第 86k 条

第 4 編

第 87 条—第 108 条（廃止）

第 5 編 欧州特許出願及び欧州特許

第 1 章 適用法規

本法の適用範囲；欧州特許条約との関係

第 109 条

第 2 章 欧州特許出願及び欧州特許の効果並びに欧州特許に関する変更

A. 原則的効果

第 110 条

II. 特許の有効性に関する変更

第 110a 条

B. 欧州特許出願により与えられる仮保護

第 111 条

第 112 条－第 116 条（廃止）

第 3 章 欧州特許の管理

A. 欧州特許登録簿

第 117 条

B. 公告

第 118 条

第 119 条及び第 120 条（廃止）

第 4 章 欧州特許出願の変更

A. 変更の理由

第 121 条

B. 法的効果

第 122 条

C. 翻訳文

第 123 条

D. 欧州特許条約に係る留保

第 124 条

第 5 章 民事法及び刑事法に基づく保護に係る規定

A. 二重特許の禁止

I. 欧州特許の優位

第 125 条

II. 変更から生じた特許の優位
第 126 条

B. 手続規定

I. 一部権利放棄の制限
第 127 条

II. 手続の中止

a. 民事訴訟
第 128 条

b. 刑事手続
第 129 条

第 6 章 欧州特許庁による法務協力要請

伝達当局
第 130 条

第 6 編 国際特許出願

第 1 章 適用法規

本法の適用範囲；特許協力条約との関係
第 131 条

第 2 章 スイスに提出される出願

A. 受理官庁
第 132 条

B. 手続
第 133 条

第 3 章 スイスを指定する出願；選択官庁

A. 指定官庁及び選択官庁
第 134 条

B. 国際出願の効果

I. 原則

第 135 条

II. 優先権

第 136 条

III. 仮保護

第 137 条

C. 方式要件

第 138 条

D.

第 139 条 (廃止)

E. 二重特許の禁止

第 140 条

第 7 編 補充的保護証明書

第 1 章 医薬品に係る補充的保護証明書

A. 原則

第 140a 条

B. 条件

第 140b 条

C. 権利

第 140c 条

D. 保護の主題及び効果

第 140d 条

E. 保護期間

第 140e 条

F. 申請期間

第 140f 条

G. 証明書の交付

第 140g 条

H. 手数料

第 140h 条

I. 期限前の失効及び停止

第 140i 条

K. 無効

第 140k 条

L. 手続，登録，公告

第 140l 条

M. 適用法規

第 140m 条

第 2 章 植物保護製品に係る補充的保護証明書

第 140n 条

最終編 最終規定及び経過規定

A. 施行措置

第 141 条

B. 旧法から新法への移行

I. 特許

第 142 条

II. 特許出願

第 143 条

III. 民事法に基づく責任

第 144 条（廃止）

第 145 条

C. 植物保護製品に係る補充的保護証明書

I. 施行に先立つ許可
第 146 条

II. 失効した特許
第 147 条

D. 2005 年 12 月 16 日の特許法改正に関する経過規定
第 148 条

第1編 総則

第1章 特許取得の要件及び特許の効果

A. 特許可能な発明

I. 原則

第1条

- (1) 発明特許は産業上利用することができる新規な発明に付与される。
- (2) 技術水準（第7条）に鑑みて明白な何物も発明として特許されない。
- (3) 国は、その付与する特許を保証しない。

II. 人体及びその要素

第1a条

- (1) 人体自体は、胚を含むそのすべての形成及び発達段階において、特許されない。
- (2) 自然環境内の人体の要素は、特許されない。ただし、人体の要素は、それが技術的方法により作り出され、有益な技術効果が示され、かつ、第1条の要件が満たされるときは、発明として特許可能である。第2条はそのままとする。

III. 遺伝子配列

第1b条

- (1) 自然に生じる遺伝子の配列又は部分配列それ自体では特許されない。
- (2) ただし、自然に生じる遺伝子の配列又は部分配列から導き出される配列は、それが技術的方法により作り出され、その機能が具体的に示され、かつ、第1条のその他の要件が満たされるときは、発明として特許することができる。第2条は、そのままとする。

B. 特許性からの除外

第2条

- (1) その実施が人の尊厳に反する発明若しくは生命体の一体性を無視する発明又はその他の態様で公序良俗に反する発明は特許されない。特に、次に掲げるものに特許を付与してはならない。
 - (a) 人間をクローン増殖する方法及びそれにより得られたクローン
 - (b) 人間の胚細胞、人間の全能性細胞又は人間の胚性幹細胞及びそれにより得られた存在物を用いることによりハイブリッド有機体を形成する方法
 - (c) 人間の胚物質を用いることによる単為生殖の方法及びそれにより得られた単為生殖体
 - (d) 人間の生殖細胞系列遺伝的同一性を変更する方法及びそれにより得られた生殖細胞

系列細胞

- (e) 変更されていない人間の胚幹細胞及び幹細胞株
 - (f) 人間の胚の非医療目的での利用
 - (g) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって保護に値する決定的な利益の故に正当化されることなしに当該動物に苦痛を与える虞があるもの及びそのような方法から得られる動物
- (2) 次に掲げるものも除外される。
- (a) 人間又は動物の体に施される外科又は治療による処置の方法及び診断の方法
 - (b) 植物の品種及び動物の品種又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、(1) に従うことを条件として、微生物学的又はその他の技術的方法及びそれにより得られた製品並びに植物又は動物に関する発明は、その利用が技術的に単一の植物又は動物の品種に限定されていない限り、特許可能である。

C. 特許を付与される権利

I. 原則

第3条

- (1) 発明者、権利承継人又はその他の権原の下に当該発明を所有する第三者は、特許を付与される権利を有する。
- (2) 複数の発明者が共同で発明をしたときは、これらの者が共同でこの権利を享有する。
- (3) 2以上の発明者が相互に独立に発明をしたときは、最先に出願をした者又は最先の出願日を伴う出願をした者がこの権利を享有する。

II. 審査手続中の資格

第4条

スイス連邦知的所有権庁（以下「庁」という）の下での手続においては、特許出願人は、特許の付与を請求することができることみなされる。

D. 発明者の名称の記載

I. 発明者の権利

第5条

- (1) 特許出願人は、発明者の名称の確認書を庁に提出しなければならない。
- (2) 特許出願人により指名された者は、特許登録簿、特許出願の公告及び特許証並びに特許明細書に発明者として記載される。
- (3) (2) は、第三者が、特許出願人が指名した者ではなく自分が発明者であることを確定する履行強制可能な判決を提示する場合に準用する。

II. 記載される権利の放棄

第 6 条

(1) 特許出願人により指名された発明者が、第 5 条 (2) に規定する措置を受ける権利を放棄するときは、これらの措置はとらないものとする。

(2) 発明者が、発明者として記載される権利を放棄する旨を予め宣言しても、その宣言は何らの法的効果も有さない。

E. 発明の新規性

I. 技術水準

第 7 条

(1) 発明が技術水準の一部を構成しないときは、その発明は新規なものとみなされる。

(2) 技術水準とは、書面若しくは口頭による説明、使用又はその他の方法により、出願日又は優先日前に公衆の利用に供された一切の事物を包含する。

(3) 新規性に関し、技術水準には、最初に出願された時にスイスを指定する先の出願又は先の優先権を伴う出願で (2) にいう日に先立つ出願日又は優先日を伴うものの内容であって、(2) にいう日以後に初めて公衆の利用に供されたものも含まれる。ただし、以下を条件とする。

(a) 国際出願の場合は、第 138 条の要件が満たされていること

(b) 国際出願に基づく欧州出願の場合は、2000 年 11 月 29 日に修正された形での 1973 年 10 月 5 日の欧州特許条約第 153 条 (5) の要件が満たされていること

(c) 欧州出願の場合は、2000 年 11 月 29 日に修正された形での 1973 年 10 月 5 日の欧州特許条約第 79 条 (2) によりスイスを適正に指定するための手数料が納付されていること。

II. (廃止)

第 7a 条 (廃止)

III. 無害の開示

第 7b 条

発明が出願日又は優先日前 6 月内に公衆の利用に供された場合においても、それが次に掲げる事項によるもの又はその結果であるときは、その開示は技術水準の一部を構成しない。

(a) 特許出願人若しくはその法律上の前権利者に対する明白な濫用又は

(b) 特許出願人若しくはその法律上の前権利者が 1928 年 11 月 22 日の国際博覧会に関する条約にいう意味での公式若しくは公認の国際博覧会にその発明を展示し、かつ、同人が出願の際にその事実を申告して適時に十分な裏付証拠を提出したとの事実

IV. 公知の物質の新しい使用法

a. 最初の医療上の使用

第 7c 条

それ自体では技術水準の一部を構成するが、第 2 条(2)(a)にいう外科、治療又は診断の方法における使用では技術水準の一部を構成しない物質又は合成物は、それが専らそのような使用に意図されることを条件として、新規なものとみなされる。

b. その他の医療上の使用

第 7d 条

それ自体では技術水準の一部を構成するが、第 2 条(2)(a)にいう外科、治療又は診断の方法における使用であって、第 7c 条にいう最初の医療上の使用とは区別される使用では技術水準の一部を構成しない物質又は合成物は、それが外科、治療又は診断を目的とする手段の製造での使用に意図されることを条件として、新規なものとみなされる。

F. 特許の効果

I. 排他権

第 8 条

- (1) 特許は、その所有者に、他人が当該発明を商業的に使用することを禁止する権利を与える。
- (2) 使用には、特に、製造、貯蔵、提供の申出、市場への持込、輸入、輸出及び輸送並びにこれらの何れかの目的での所持が含まれる。
- (3) 輸送は、特許の所有者が仕向国への輸入を禁止することを認められている場合限り、禁止することができる。

II. 製造方法

第 8a 条

- (1) 発明が製造方法に関係するときは、特許の効果はその方法により直接得られた製品にも及ぶ。
- (2) 当該方法により直接得られた製品が生物学的材料に関係するときは、特許の効果は、その生物学的材料を増殖させることにより得られた製品であって、同一の特徴を示すものにも及ぶ。第 9a 条 (3) はそのままとする。

III. 遺伝情報

第 8b 条

発明が、遺伝情報から成るか又は遺伝情報を含む製品に関係するときは、特許の効果は、その中に当該製品が組み込まれている物質であって当該遺伝情報が含まれその機能を遂行するものに及ぶ。第 1a 条 (1) 及び第 9a 条 (3) はそのままとする。

IV. ヌクレオチド配列

第 8c 条

自然に生じる遺伝子の配列又は部分配列から得られたヌクレオチド配列に対するクレームにより与えられる保護は、特許において具体的に説明された機能を遂行する配列セグメントに限定される。

G. 特許の効果の例外

I. 一般的

第 9 条

- (1) 特許の効果は、次に掲げるものには及ばない。
 - (a) 非営利目的で私的範囲内で行われる行為
 - (b) 研究又は実験目的で、使用を含む発明の内容についての知識を得るために行われる行為。特に、発明の内容に関する科学研究は認められる。
 - (c) スイス又は同等の医薬品管理体制を有する国において医薬品にかかる販売許可を取得するために必要な行為
 - (d) 教育機関における教授目的での発明の使用
 - (e) 植物の品種の生産又は発見及び開発の目的での生物学的材料の使用
 - (f) 農業の分野において偶然に得られたか又は技術的に避けられない生物学的材料
- (2) (1) に含まれる権限を限定し又は取り消す契約は無効である。

II. 具体的

第 9a 条

- (1) 特許の所有者が、特許保護を受けている商品をスイス又は欧州経済領域内の市場に持ち込んだか又は当該商品をスイス又は欧州経済領域内の市場に持ち込むことに同意したときは、当該商品は、スイスに輸入して使用し又は商業的に転売することができる。
- (2) 特許の所有者が、特許保護を受けている方法に用いることができる器具をスイス又は欧州経済領域内の市場に持ち込んだか又は当該器具をスイス又は欧州経済領域内の市場に持ち込むことに同意したときは、当該器具を取得した最初の者及びその後取得した各人は、この方法を使用する権利を有する。
- (3) 特許の所有者が、特許保護を受けている生物学的材料をスイス又は欧州経済領域内の市場に持ち込んだか又は当該材料をスイス又は欧州経済領域内の市場に持ち込むことに同意したときは、当該材料は、輸入してスイスにおいて増殖させることができる。た

だし、それが当該材料の用途に必要であることを条件とする。そのように得られた材料は、一層の増殖のために用いてはならない。第 35a 条はそのままとする。

(4) 特許の所有者が特許保護を受けている商品を欧州経済領域外の市場に持ち込んだか又は当該商品を欧州経済領域外の市場に持ち込むことに同意した場合において、当該商品の機能的特徴にかかる特許保護の重要性が低いときは、当該商品は商業的に輸入することができる。特許の所有者が一応の反対の証拠を提示しない限り、重要性が低いと推定される。

(5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、特許保護を受けている商品の市場への持込にかかる特許の所有者の同意は、スイス又は当該商品が市場に持ち込まれた国における当該商品の価格が国によって定められる場合は留保されるものとする。

第 10 条 (廃止)

H. 特許製品の標記

I. 特許標章

第 11 条

(1) 特許により保護を受けている製品又はその包装には、連邦十字及び特許番号により、特許されている旨を標記することができる。連邦参事会は、追加の表示を定めることができる。

(2) 特許の所有者は、先使用者又はライセンシーに対し、彼等が製造した製品又はかかる製品の包装に特許標章を付するよう要求することができる。

(3) 先使用者又はライセンシーが特許の所有者の要求に応じないときは、これらの者は、その結果生じる損失について特許の所有者に賠償義務を負う。ただし、特許標章の使用を要求する所有者の権利は害されない。

II. その他の標記

第 12 条

(1) 特許保護に言及するその他の表示を付してある業務文書、何らかの通知、製品又は商品を発行するか又は販売のために提供する者は、第三者の請求によりこれにその表示に言及される特許出願又は特許の番号を伝えなければならない。

(2) 自己の権利の侵害をもって第三者を非難し又はかかる侵害について第三者に警告する者は、第三者の請求によりこれに前記の情報を伝えなければならない。

J. 外国居住者

第 13 条

(1) 本法に規定する行政手続に関わる者であってスイスに居所又は主たる事業所を有さないものは、スイスにおける送達宛先を指定しなければならない。次に掲げる事項につ

いては、スイスにおける送達宛先は要求されない。

(a) 出願日を取得する目的での特許出願

(b) 特許付与後の手数料納付，翻訳文提出並びに請求の提出及び処理（請求に異論が出されない場合に限る）

(2) 弁護士の業務遂行に関する規定は，そのままとする。

K. 特許の存続期間

I. 最長存続期間

第 14 条

(1) 特許の最長存続期間は，出願の日から 20 年とする。

(2) (廃止)

II. 期間満了前の失効

第 15 条

(1) 特許は，次の場合に失効する。

(a) 所有者が庁に宣言書を提出するとき

(b) 期限が到来した更新手数料が所定の期間内に納付されないとき

(2) (廃止)

L. 留保

第 16 条

スイス国民である特許出願人又は特許所有者は，1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約のスイスを拘束する規定が本法の規定よりもこれらの者に有利であるときは，同条約の規定を援用することができる。

第2章 優先権

A. 優先権の条件及び効果

第17条

(1) 発明が正規の発明特許、実用新案又は発明者証出願の主題であり、かつ、1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約又は1994年4月15日の世界貿易機関を設立する協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定付属書1C）の当事国においてその出願が行われるか又はかかる国について効力を生じるときは、その出願は、パリ条約第4条に従って優先権を生じる。この権利は、最先の出願日から12月以内にスイスで同一の発明についてなされた特許出願について主張することができる。

(1の2) スイスに相互主義を適用する国での最先の出願は、工業所有権の保護に関するパリ条約の当事国での最先の出願と同一の効果を生じる。

(1の3) 本法又はその規則に別段の定めがある場合を除き、(1)及び1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約第4条は、スイスでの最先の出願にこれを準用する。

(2) 優先権の効果とは、出願は、最先の出願日以降生じた状況により何ら害されることがないことをいう。

(3) (廃止)

B. 優先権を主張する資格

第18条

(1) (廃止)

(2) 優先権は、最先の出願人又はスイスで同一の発明について特許出願をする最先の出願人に属する権利を取得した者が主張することができる。

(3) 最先の出願若しくはスイスにおける出願又はこの両方が当該特許を受ける権利を有していない者によって行われたときは、当該権利を有する者は、この最先の出願に基づく優先権を主張することができる。

C. 方式要件

第19条

(1) 優先権を主張する者は、尙に優先権の宣言書及び優先権書類を提出しなければならない。

(2) 優先権は、規則で定める期間及び方式要件が遵守されないときは消滅する。

D. 法的手続での立証責任

第20条

(1) 特許付与手続において優先権の主張が認容されても、法的手続において前記の権利

の存在を証明する義務を特許の所有者に免除するものではない。

(2) 優先権主張の基礎となった出願は、最先の出願と推定される（第 17 条（1）及び（1）の 2））。

E. 二重特許の禁止

第 20a 条

発明者又はその権利承継人が、同一の発明について同一の出願日又は優先日を伴う 2 件の特許を取得したときは、当該 2 件の特許により与えられる保護の範囲が同一である限りにおいて、先の出願に基づく特許の効果は消滅する。

第 21 条－第 23 条（廃止）

第3章 特許の効力に関する変更

A. 一部権利放棄

I. 条件

第24条

(1) 特許の所有者は、庁に次に掲げる事項を請求することにより特許の一部について権利放棄することができる。

(a) 特許クレームを取り消すこと（第51条及び第55条）

(b) 独立クレームに従属する1又は2以上の従属クレームを結合することにより当該独立クレームを限定すること、又は

(c) その他の方法で独立クレームを限定すること。その場合、限定されたクレームは、同一の発明に言及し、かつ、公告された特許の明細書及び出願日を確定した特許出願に包含される実施例を明示するものでなければならない。

(2)（廃止）

II. 新しい特許証の交付

第25条

(1) 一部権利放棄の結果、第52条及び第55条により同一特許において存在してはならない特許クレームが残るときは、それに応じて特許を限定するものとする。

(2) 特許の所有者は、除去された特許クレームに対応する1又は2以上の新しい特許証の交付を申請することができる。これらの新しい特許証は、原特許証の出願日を付与される。

(3) 庁は、特許登録簿に一部権利放棄を登録した後に、(2)により特許の所有者が新しい特許証の交付を申請できる期間を指定する。この期間が満了した後は、申請は受理されない。

B. 無効訴訟

I. 無効の理由

第26条

(1) 裁判所は、次に掲げる場合は、請求により、その特許の無効を宣言するものとする。

(a) 特許の内容が第1条、第1a条、第1b条及び第2条に基づいて特許することができないものであること

(b) その発明が、特許明細書において、当該技術の熟練者が実施することができるように十分明確かつ正確な方法で説明されていないこと

(c) 特許の内容が、出願日を確定した特許出願の内容を超えていること

(d) 特許の所有者が発明者でもその権利承継人でもなければ、また他の法律上の理由で

その特許の付与を受ける権利も有さないこと

(2) 優先権の承認を得て特許が付与され、かつ、その優先権を主張する出願が特許を受けるに至らなかったときは、裁判所は、前記の特許の所有者に対し、その理由を陳述しかつ証拠を提示するよう求めることができる。この情報が出されないときは、裁判所は、その自由裁量によりそれについて判断を下すことができる。

II. 一部無効

第 27 条

(1) 無効の原因が特許発明の一部についてのみ存するときは、裁判所は、それに応じてその特許を限定するものとする。

(2) 裁判所は、新特許クレーム案について聴聞を受ける機会を当事者に与える。裁判所は、庁の意見を求めることもできる。

(3) 第 25 条を準用する。

III. 訴訟の権利

第 28 条

証明された利害関係を有する者は、無効訴訟を起こすことができる。ただし、第 26 条

(1) (d) に基づく訴訟は、適格者のみが起こすことができる。

C. 特許の有効性の変更の効果

第 28a 条

付与された特許の効果は、特許の所有者が当該特許の権利放棄をするか又は裁判所が無効訴訟に基づいて当該特許の無効を宣言する限りにおいて、当初から発生しなかったものとみなされる。

第4章 特許付与を受ける権利及び特許権の変更；ライセンスの許諾

A. 譲渡訴訟

I. 条件及び第三者に対する効果

第29条

(1) 第3条に基づき特許付与を受けることができない者が特許出願をしたときは、適格者は、その特許出願の自己への譲渡を請求することができ、また、その特許が既に付与されているときは、その特許の譲渡を請求するか又は無効訴訟を起こすことができる。

(2) (廃止)

(3) 譲渡が命令されたときは、それまでの期間に第三者に与えられたライセンスその他の権利は消滅する。ただし、第三者がスイスにおいて善意でその発明を商業的に実施していたか又はそうするために特別の準備をしていたときは、当該第三者は、非排他的ライセンスの許諾を求めることができる。

(4) 損害賠償の請求は、前記により妨げられない。

(5) 第40e条を準用する。

II. 一部譲渡

第30条

(1) 原告が、特許のすべてのクレームに対する自己の権利を証明することができないときは、特許出願又は特許の譲渡は、原告が自己の権利を証明しなかった特許クレームを削除することを条件とする。

(2) 第25条を準用する。

III. 訴訟提起の期限

第31条

(1) 譲渡訴訟は、特許明細書の公告日から2年以内に提起しなければならない。

(2) 悪意の被告に対する訴訟については、提起期限を設けない。

B. 特許の収用

第32条

(1) 公益上必要なときは、連邦参事会は、特許の全部又は一部を収用することができる。

(2) 収用された特許の前所有者は、十分な補償を受けることができるものとし、その額に争いがあるときは、連邦最高裁判所がこれを定める。1930年6月20日の強制買収法の第II章の規定を準用する。

C. 特許を受ける権利及び特許権の移転

第 33 条

(1) 特許付与を受ける権利及び特許権は、相続人に移転する。これらの権利の全部又は一部は、第三者に譲渡することができる。

(2) 前記の権利が 2 以上の者により所有されているときは、各共有者は、他の共有者の同意を得てのみ当該権利を行使することができる。ただし、各共有者は、独立に自己の持分を処分し又は特許の侵害に係る訴訟を起こすことができる。

(2 の 2) 特許出願及び特許の法律行為による移転は、書面によって証明されるときにのみ有効とする。

(3) 特許は、移転が特許登録簿に記録されることなしに移転することができる。ただし、記載がなされるまでは、本法に規定する訴訟は、特許の前所有者に対して起こすことができる。

(4) 特許登録簿に記録されていない第三者の権利は、善意で特許権を取得した者に対しては無効である。

D. ライセンスの許諾

第 34 条

(1) 特許出願人又は特許の所有者は、第三者に発明を実施する権利を許諾することができる（以下「ライセンスの許諾」という）。

(2) 特許出願又は特許が 2 以上の者により所有されているときは、ライセンスは、すべての適格者の同意がなければ許諾することできない。

(3) 登録簿に記録されていない第三者のライセンスは、善意で特許権を取得した者に対しては無効である。

第5章 特許により与えられた権利の法的制限

A. 先使用者の権利；外国の車両

第35条

- (1) 特許は、その特許出願の出願日又は優先日前に、スイスでその発明を商業的に実施していたか又はその目的で特別の準備をしていた者に対して行使することができない。
- (2) (1)にいう者は、その事業目的のためにその発明を実施することができる。この権利は、その事業と一括してのみ移転又は遺贈することができる。
- (3) 特許は、専ら一時的にスイスに滞留する車両又はこれらの車両に付された装置には効力を及ぼさない。

Aの2 農業従事者の特典

I. 原則

第35a条

- (1) 特許の所有者により又は特許の所有者の同意を得て市場に持ち込まれた植物繁殖物質を取得した農業従事者は、自己の農場において培養した前記の物質からの生産物を、自己の農場において繁殖させることができる。
- (2) 特許の所有者又はその同意を得て市場に持ち込まれた動物繁殖物質又は動物を取得した農業従事者は、自己の農場における前記の物質の増殖により得た動物又は前記の動物を、自己の農場において繁殖させることができる。
- (3) 農業従事者は、自己の収穫物又は取得した動物若しくは動物繁殖物質を繁殖目的で第三者に与えることを希望するときは、特許の所有者の同意を得なければならない。
- (4) 食料及び飼料生産の分野における農業従事者の特典を制限し又は取り消す契約は無効である。

II. 範囲及び対価

第35b条

連邦参事会は、農業従事者の特典に包含される植物の品種を定める。その際、連邦参事会は、特に、食料及び飼料の原料としてのその重要性を考慮に入れる。

B. 従属的権利

I. 従属発明

第36条

- (1) 特許発明が他の先の特許を侵害することなしには実施することができないときは、後の特許の所有者は、自己の発明を実施するのに必要な範囲で非排他的ライセンスを受

ける権利を有する。ただし、その発明が、先の特許の主題たる発明との対比で多大の経済的意義を有する重要な技術的進歩性を具えることを条件とする。

(2) 先の特許の主題たる発明を実施するライセンスは、後の特許と一括してのみ移転することができる。

(3) 先の特許の所有者は、後の特許の所有者が自己の発明を実施するライセンスを先の特許の所有者に見返りとして許諾することを条件として、後の特許の所有者にライセンスを許諾することができる。

II. 従属的な植物品種権

第 36a 条

(1) 植物品種権を主張することができないか又は先の特許を侵害することなしには実施することができないときは、植物育成者又は当該植物品種の所有者は、自己の植物品種権を取得しかつ行使するのに必要な範囲で非排他的ライセンスを受ける権利を有する。ただし、その植物品種が特許で保護されている発明との比較で多大の経済的意義を有する重要な進歩性を具えることを条件とする。

農業及び食料に係る品種については、1998年12月7日の種子規則に基づく規準が準拠点になる。

(2) 特許の所有者は、植物品種の所有者が自己の植物品種権を実施するライセンスの特許の所有者に見返りとして許諾することを条件として、ライセンスを許諾することができる。

C. スイスにおける発明の実施

I. ライセンスの許諾訴訟

第 37 条

(1) 特許付与の日から3年後又は特許出願から早くとも4年後、正当な法律上の利害を有する者は、当該発明を実施するための非排他的ライセンスの許諾を求めて裁判所に申請することができる。ただし、特許の所有者が訴訟の時までにスイスにおいてその発明を十分に実施しておらず、かつ、かかる不実施を正当化することができないことを条件とする。輸入も国内実施とみなされる。

(2) (廃止)

(3) 裁判所は、原告の請求により、終局判決を下す権限を害することなく、訴訟の提起後直ちにライセンスを許諾することができる。ただし、(1)に掲げる条件のほか、原告が当該発明の即座の実施に利害関係を有する旨の一応の証拠を提示し、かつ、被告に適正な保証金を提供することを条件とする。被告は、事前に聴聞を受ける機会を与えられる。

II. 特許取消訴訟

第 38 条

(1) ライセンスの許諾が国内市場の需要を満たすのに十分でないときは、証明された利害関係を有する者は、第 37 条 (1) にいう最初のライセンスの許諾から 2 年後に、その特許の取消を求める訴訟を起こすことができる。

(2) 特許の所有者が国民であるか又は居住する国の法律が、特許付与から 3 年後にその国における発明の不実施の理由でその特許の取消訴訟を認めているときは、第 37 条に定めるライセンスの許諾の条件に従うことを条件として、ライセンスの許諾訴訟の代わりに前記の訴訟を認めるものとする。

III. 除外例

第 39 条

連邦参事会は、相互主義を認める国の国民に対し第 37 条及び第 38 条を適用しない旨を決定することができる。

D. 公益のためのライセンス

第 40 条

(1) 公益上必要があるときは、十分な理由なしに特許の所有者からライセンスの許諾を拒否された者は、当該発明を実施するライセンスの許諾を求めて裁判所に申請することができる。

(2) (廃止)

E. 半導体技術分野における強制ライセンス

第 40a 条

半導体技術分野における発明については、裁判所又は行政手続において反競争的であると判断された慣行を是正するためにのみ、非排他的ライセンスを許諾することができる。

F. 研究手段

第 40b 条

特許された生物工学的発明を研究のための手段として使用しようとする者は、非排他的ライセンスを受けることができる。

G. 診断手段に係る強制ライセンス

第 40c 条

人間のための診断用製品又は方法に係る発明については、裁判所又は行政手続において反競争的であると判断された慣行を是正するために非排他的ライセンスが許諾される。

H. 薬剤の輸出に係る強制ライセンス

第 40d 条

(1) 何人も、特許で保護されている薬剤の製造のための、及び薬剤の分野における自前の生産能力が不十分であるか又は欠如している国であって公衆衛生上の問題—特に HIV/AIDS、結核、マラリアその他の疫病に関連する問題—と闘うために当該薬剤を必要とするもの（受益国）への当該薬剤の輸出のための非排他的ライセンスの許諾を受けるために裁判所で訴訟を起こすことができる。

(2) (1) に基づくライセンスに係る請求権を全部又は一部放棄する旨を世界貿易機関 (WTO) において宣言した国は、その宣言の文言に基づいて、受益国から除外される。(1) の要件を満たす他のすべての国は、受益国となることができる。

(3) (1) に基づくライセンスは、受益国の必要を満たす量の薬剤生産に限定される。すべての量が当該受益国に輸出されなければならない。

(4) (1) に基づくライセンスの所有者及びライセンスの下で薬剤を生産する製造者は、当該製品が (1) に基づくライセンスの下で生産された製品として明確に識別されること、及び当該製品がその包装又はその特別の彩色若しくは形状により特許で保護されている製品から区別されることを確保しなければならない。ただし、このことが受益国における当該製品の価格に多大の影響を及ぼさないことを条件とする。

(5) 連邦参事会は、(1) に基づくライセンス許諾に係る要件を定める。特に、連邦参事会は、(1) に基づくライセンス許諾に関して決定を下すために管轄裁判所が有さなければならない情報又は通知について規定し、また、(4) に係る措置を定めるものとする。

I. 第 36 条から第 40d 条までに共通する規定

第 40e 条

(1) 第 36 条から第 40d 条までに規定するライセンスは、契約上のライセンスを適正な市場条件で合理的な期間内に取得するための申請人の努力が実らなかった場合に限り許諾される。第 40d 条に基づくライセンスの場合は、30 就業日を合理的な期間とみなす。前記の努力は、国家非常事態の状況若しくはその他極度の緊急の状況において又は公共の非商業的実施の場合においては必要とされない。

(2) ライセンスの範囲及び存続期間は、その許諾目的に応じて限定される。

(3) ライセンスは、それを実施する事業の該当部分と一括してのみ移転することができる。サブライセンスについても同様とする。

(4) ライセンスは、主として国内市場への供給のために許諾される。第 40d 条はそのままとする。

(5) 特許の所有者は、適正な報酬を受ける権利を有する。報酬を決定するに当たり、個々の場合の状況及びライセンスの経済的価値を考慮に入れる。第 40d 条に基づくライセンスの場合は、報酬は、輸入国におけるライセンスの経済的価値、輸入国の発展水準並びに公衆衛生及び人道的見地からの緊急度を考慮に入れて決定する。

(6) 裁判所は、ライセンスの許諾及び取消、ライセンスの範囲及び存続期間並びに支払われる報酬について決定を下す。特に、ライセンスの許諾をもたらし状況がなくなり、

かつ、かかる状況が再び生じる見込みがないときは、裁判所は、請求により、適格者のライセンスを取り消すものとする。適格者の法律上の利益の適切な保護はそのままとする。ライセンスが第 40d 条に基づいて許諾されたときは、法的救済措置に停止効果を有さないものとする。

第 6 章 手数料

第 41 条

特許の取得及び維持並びに特殊な請求の処理手続は、規則に規定される手数料の納付を必要とする。

第 42 条から第 46 条まで（廃止）

第7章 手続続行及び権利の回復

A. 手続続行

第46a条

(1) 特許出願人又は特許の所有者が法律により規定された期限又は庁により指定された期限を遵守しなかったときは、当該出願人又は所有者は、手続続行を求める請求を庁に提出することができる。

(2) 当該出願人又は所有者は、期限の不遵守についての通知を庁から受領してから2月以内、ただし当該期限の満了から遅くとも6月以内に前記の請求を提出しなければならない。当該出願人又は所有者はまた、これらの期限内に、当該未遂の行為を完全に履行し、必要に応じて特許出願を補完し、かつ、手続続行のための手数料を納付しなければならない。

(3) 手続続行を求める請求の受理は、当該行為を期限内に実行したら生じたであろう状況を回復する効果を有する。第48条はそのままとする。

(4) 手続続行は、次に掲げる期限を遵守しなかった場合は、認められない。

(a) 庁に関して遵守しなくてもよい期限

(b) 手続続行を求める請求の提出期限 ((2))

(c) 権利の回復を求める請求の提出期限 (第47条 (2))

(d) 優先権の主張及び優先権の宣言を伴う特許出願の出願期限 (第17条及び第19条)

(e) (廃止)

(f) 技術書類の変更に係る期限 (第58条 (1))

(g) (廃止)

(h) 補充的保護証明書の交付申請期限 (第140f条 (1), 第146条 (2) 及び第147条 (3))

(i) その他規則により定められる期限で、それを遵守しないことにより手続続行が排除されるもの

B. 権利の回復

第47条

(1) 特許出願人又は特許の所有者が自己の過失によらないで本法若しくは施行規則に定められた期間又は庁により指定された期間を遵守することを妨げられたことの一応の証拠を提示して請求したときは、その権利の回復を認められるものとする。

(2) 前記の請求は、懈怠した行為の宛先であった当局に対し期間不遵守の原因が除去されてから2月以内であって遵守されなかった期間の満了から遅くとも1年以内に提出しなければならない。同時に、懈怠した行為を履行しなければならない。

(3) (2) (権利の回復に係る請求期間) に関しては、権利の回復は認められない。

(4) 請求の認容は、当該行為を期間内に実行していたならば生じたであろう状況を回復する効果を有する。第48条はそのままとする。

C. 第三者に係る留保

第 48 条

(1) 特許は、次に掲げる期間内にスイスにおいて善意で発明を商業的に実施するか又はその目的で特別の準備をした者に対して行使することはできない。

(a) 特許更新手数料の納付のために定められた期間の末日から手続続行に係る請求（第 46a 条）又は権利の回復に係る請求（第 47 条）が提出された日までの期間

(b) 優先期間（第 17 条（1））の末日から特許出願の出願日までの期間

(2) この先使用者の権利には第 35 条（2）が適用される。

(3) (1) (a) に基づく先使用者の権利を主張する者は、当該特許が回復された日から適正な補償金を特許の所有者に支払わなければならない。

(4) 紛争が生じた場合は、裁判所は、先使用者が主張する権利の存否及び（存在するときは）その範囲並びに（3）に基づいて支払われる補償金の額に関して決定を下す。

第 8 章 代理及び監督

A. 代理

第 48a 条

- (1) 本法に基づく手続において行政当局に対して代理される義務は存在しない。
- (2) 本法に基づく手続において行政当局に対して自ら行動することを希望しない者は、スイスに送達宛先を有する代理人により代理されなければならない。

B. 監督

第 48b 条

特許弁護士登録簿に登録されていない代理人に 2009 年 3 月 20 日の特許弁護士法第 13 条を準用する。

第2編 特許付与

第1章 特許出願

A. 出願の方式

I. 一般

第49条

- (1) 発明について特許を取得することを希望する者は、特許出願を庁に提出しなければならない。
- (2) 特許出願は次に掲げるものを含まなければならない。
 - (a) 特許付与を求める願書
 - (b) 発明の説明及び遺伝子の配列又は部分配列から得られた配列についてクレームがなされているときはそれが果たす機能の具体的な説明
 - (c) 1又は2以上の特許クレーム
 - (d) 特許の説明又はクレームで引用する図面
 - (e) 要約
- (3) (廃止)

II. 遺伝資源及び伝統的知識の出所に関する情報

第49a条

- (1) 特許出願は、次に掲げる事項の出所に関する情報を含まなければならない。
 - (a) 発明者又は特許出願人が利用した遺伝資源。ただし、当該発明がこの資源に直接基づいていることを条件とする。
 - (b) 発明者又は特許出願人が利用した遺伝資源についての土着又は地元の地域社会の伝統的知識。ただし、当該発明がこの知識に直接基づいていることを条件とする。
- (2) 発明者又は特許出願人が当該出所を知らないときは、特許出願人はこのことを書面により確証しなければならない。

B. 発明の開示

I. 一般

第50条

- (1) 発明は、当該技術の熟練者が実施することができる態様で特許出願において説明されなければならない。
- (2) (廃止)

II. 生物学的材料

第 50a 条

(1) 生物学的材料の製造又は使用に関係する発明を十分に説明することができないときは、その説明は、当該生物学的材料の試料を寄託することにより、また、説明中に当該生物学的材料の本質的特徴の詳細及び当該寄託の事実を記載することにより、完成しなければならない。

(2) 生産物としての生物学的材料に関係する発明の場合において、生産方法を十分に説明することができないときは、その説明は、当該生物学的材料の試料を寄託することにより、また、説明中でその寄託に言及することにより、完成するか又は代替されなければならない。

(3) 発明は、生物学的材料の試料が遅くとも出願日に公認の寄託機関に寄託され、かつ、最初に提出された特許出願に当該生物学的材料の詳細及び当該寄託の事実が記載されているときに限り、第 50 条に従って開示されたものとみなされる。

(4) 連邦参事会は、試料の寄託、生物学的試料の詳細並びに当該寄託（寄託された資料の利用方法を含む）への言及に係る要件を詳細に定める。

C. 特許クレーム

I. 範囲

第 51 条

(1) 発明は、1 又は 2 以上の特許クレームによって定義されなければならない。

(2) 特許クレームにおいては、特許により与えられる保護の範囲を確定する。

(3) 説明及び図面は、特許クレームを解釈するために使用されなければならない。

II. 独立クレーム

第 52 条

(1) 各独立クレームは、1 個の発明のみであり、次に掲げるものを定義することができる。

(a) 方法又は

(b) 製品、方法を実行するための手段若しくは装置

(c) 方法の応用方法又は

(d) 製品の用途

(2) 複数の独立クレームが、単一の包括的発明概念を構成するように相互に関連する 1 組の発明を定義するときは、1 特許に当該複数の独立クレームを含めることができる。

第 53 条—第 54 条（廃止）

III. 従属クレーム

第 55 条

独立クレームで定義される特別の実施例を従属クレームの主題とすることができる。

第 55a 条 (廃止)

D. 要約

第 55b 条

要約は技術情報を提供する目的にのみ用いる。

E. 出願日

I. 総則

第 56 条

- (1) 次に掲げるもののうち最終に提出されるものが提出される日をもって出願日とする。
 - (a) 特許の付与を求める明示又は黙示の申請
 - (b) 特許出願人の身元の確認を可能にする情報
 - (c) 説明であると考えられる事項
- (2) 郵送された出願については、それが庁への送達のためにスイス郵便に渡された日をもって出願日とする。
- (3) 連邦参事会は、詳細一特に (1) にいう各事項を提出する際に用いるべき言語、出願及び公告の日、説明又は図面の欠落部分を後から提出することの可否、また、先に提出された特許出願への言及を伴う説明又は図面の差替え一について定めるものとする。

II. 特許出願の分割

第 57 条

- (1) 先の出願から生じる特許出願は、次に掲げる場合は、当該先の出願と同一の出願日を付与される。
 - (a) その出願時にそれが分割出願であることが明示されている場合
 - (b) 分割出願の出願時に当該先の出願が現に係属中である場合
 - (c) 分割出願の主題が当該先の出願の原内容を超えない場合
- (2) (廃止)

F. 技術書類

第 58 条

- (1) 審査手続が完了しないうちは、特許出願人は、少なくとも 1 回は技術書類を変更する機会を与えられなければならない。

(2) 技術書類は、変更された特許出願の主題が技術書類の原内容を超えるように変更されてはならない。

G. 特許出願の公告

第 58a 条

(1) 庁は、次に掲げる場合に特許出願を公告するものとする。

(a) 出願日又は優先権が主張されているときは優先日から 18 月が満了した直後

(b) (a) に定める期間が満了する前に出願人から請求があった場合

(2) 公告には、説明、特許クレーム及び該当する場合は図面並びに公告の技術的準備の完了前に公告のために利用可能であることを条件として、要約、また、該当する場合は第 59 条 (5) に定める技術水準に関する報告又は国際型調査を含める。

第 59 条 (5) に定める技術水準に関する報告又は国際型調査が特許出願と共に公告されなかったときは、それらは別個に公告されるものとする。

第2章 審査手続

A. 審査の主題

第59条

- (1) 特許出願の主題が第1条、第1a条、第1b条及び第2条に該当しないか又は部分的にのみ該当するときは、庁は、理由を示してその旨を特許出願人に通知し、かつ、当該人が答弁する期限を指定する。
- (2) 特許出願が本法又は規則のその他の要件を満たさないときは、庁は、特許出願人がその不備を是正する期限を定める。
- (3) (廃止)
- (4) 庁は、発明が新規なものであるか否か又はそれが技術水準に照らして自明なものであるか否かは審査しない。
- (5) 出願人は、手数料を納付して、次に掲げることができる。
 - (a) 出願日若しくは優先権が主張されているときは優先日から14月以内に技術水準に関する報告を提供するよう庁に依頼すること、又は
 - (b) 最初の出願の出願日から6月以内に国際型調査を手配するよう庁に請求すること
- (6) (5)に従って解明行為が実行されなかったときは、第65条に従ってファイルを閲覧することができる者は、手数料を納付して、技術水準に関する報告を提供するよう庁に依頼することができる。

B. 審査の完了

第59a条

- (1) 特許付与のための要件が満たされるときは、庁は、審査手続が完了した旨を特許出願人に通知する。
- (2) (廃止)
- (3) 庁は、次に掲げるときは、当該出願を拒絶する。
 - (a) 第59条(1)に示す理由によって特許が付与されないにも拘らず出願が取り下げられないとき、又は
 - (b) 第59条(2)にいう不備が是正されないとき

第59b条 (廃止)

C. 異議申立

第59c条

- (1) 何人も、特許登録簿への記載事項の公告から9月以内に、庁により付与された特許に対する異議申立の通知を庁に提出することができる。異議申立の通知は、理由を付した陳述書により提出しなければならない。
- (2) 異議申立は、特許の内容が第1a条、第1b条及び第2条に基づいて特許可能でない

との理由によってのみ提出することができる。

(3) 庁が異議申立の全部又は一部が適切であると認めるときは、庁は、当該特許を取り消すか又は補正された形で維持することができる。異議申立に関する決定は、連邦行政裁判所への審判請求の対象となる。

(4) 連邦参事会は、詳細一特に手続一を定める。

第 59d 条 (廃止)

第3章 特許登録簿；庁による公告；電子的行政通信

A. 特許登録簿

第60条

(1) 庁は、特許を特許登録簿に登録することにより特許を与える。

(1の2) 特許登録簿には、特に、次の事項を記入する。

特許番号、分類記号、発明の名称、出願日、特許の所有者の名称及び住所並びに該当する場合は優先権のデータ、代理人の名称及び宛先並びに発明者の名称。

(2) 特許又は特許に係る権利の効力に関する変更は、特許登録簿に記載しなければならない。

(3) (廃止)

B. 公告

I. 特許出願及び登録された特許に関するもの

第61条

(1) 庁は、次に掲げるものを公告する。

(a) 第58a条(2)に掲げる事項を伴う特許出願

(b) 第60条(1の2)に掲げる事項を伴う特許登録簿への特許の登録

(c) 登録簿における特許の抹消

(d) 特許の効力及び特許権に関して登録簿に登録された変更

(2) (廃止)

(3) 庁は、公告の機関を定める。

第62条 (廃止)

II. 特許明細書

第63条

(1) 庁は、付与された各特許に係る特許明細書を公告する。

(2) これには、説明、特許クレーム、要約、ある場合は図面及び登録簿への記入事項（第60条(1の2)）が記載される。

第63a条 (廃止)

C. 特許証

第64条

(1) 特許明細書の公告の準備ができ次第、庁は、特許証を交付する。

(2) これは、特許を取得するための法的条件が満たされていることを確認する証明書及び特許明細書の写しから成るものとする。

D. 一件書類の閲覧

第 65 条

(1) 特許明細書の公告後は、何人も、一件書類を閲覧することができる。連邦参事会は、製造秘密若しくは業務秘密又はその他のきわめて重要な利益の観点から必要なときに限り、閲覧の権利を制限することができる。

(2) 連邦参事会は、特許出願の公告前に一件書類の閲覧が認められる場合について定める。庁は、特に、公告前に拒絶されたか又は取り下げられた特許出願についても定める。

E. 電子的行政通信

第 65a 条

(1) 連邦参事会は、連邦司法行政に関する一般規定に従って電子的通信について定めることを庁に許可することができる。

(2) 一件書類及びファイルは、電子的形態で維持し保管することができる。

(3) 特許登録簿は、電子的形態で維持することができる。

(4) 庁は、そのデータを、特にオンラインで第三者の閲覧に供することができる。同庁は、このサービスについて対価を要求することができる。

(5) 庁の刊行物は、電子的形態で作成することができる。ただし、電子版は、当該データが専ら電子的形態で発行されたときに限り、権威を有する。

第3編 法的保護

第1章 民事法及び刑事法に基づく共通保護規定

A. 責任が生じる事情

第66条

次に掲げる規定に従い、次に掲げる者は民事法及び刑事法に基づいて責任を問われる可能性がある。

- (a) 特許発明を不法に使用する者。模倣も、使用になるとみなされる。
- (b) 自己の占有する不法に製造されたか又は市場に持ち込まれた製品の出所及び数量を関係当局に通知すること並びに受領者の名称を示し、商業上及び工業上の顧客への頒布の範囲を明かすことを拒否した者
- (c) 特許の所有者又はライセンシーの許可を得ずに製品又はその包装から特許標章を除去する者
- (d) 前記の違法行為の何れかを教唆するか、それに参加するか、又はこれらの行為の何れかの実行を援助し若しくは容易にする者

B. 立証責任の転換

第67条

- (1) 発明が新しい製品の製造方法に関係するときは、これと同一組成のすべての製品は、反証が提示されるまでその特許方法によって製造されたものと推定する。
- (2) 公知の製品の製造方法についても、特許の所有者がその特許が侵害されたことの一応の証拠を提示するときは、(1)を準用する。

C. 製造又は営業秘密の保護

第68条

- (1) 当事者の製造又は営業秘密は保護されなければならない。
- (2) かかる秘密を開示することになる証拠は、当該秘密の保護と両立する限度においてのみ相手方当事者に利用させることができる。

D. 製品又は設備の売却又は廃棄

第69条

- (1) 有罪判決があった場合、裁判所は、不法に製造された製品又は主としてその製造に資する設備、装置及びその他の手段の没収及び売却又は廃棄を命じることができる。
- (2) 売却からの純益は、先ず罰金の納付、次いで取調及び裁判所費用の支払、最後に、被害者への最終的な上訴不能の損害賠償裁定額の支払及び被害者の訴訟費用を填補するための支払に充当される。残余の額は、売却された商品の旧所有者のものとなる。

(3) 裁判所は、訴訟の却下又は無罪放免の場合にも、主として当該特許の侵害を意図した設備、装置及びその他の手段の廃棄を命じることができる。

E. 判決の公告

第 70 条

(1) 裁判所は、勝訴当事者が相手方の費用でその判決を公告することを許可することができる。裁判所は、公告の方式、範囲及び時期を定める。

(2) 刑事事件（第 81 条及び第 82 条）の場合は、判決の公告にはスイス刑法第 68 条が適用される。

F. 判決の通知

第 70a 条

裁判所は、庁に対し、終局判決文の完全な公式の写しを無償で提供する。

G. 多段階訴訟の禁止

第 71 条

第 72 条、第 73 条、第 74 条又は第 81 条に基づいて訴訟を起こした者で、その後別の特許に基づき同一又は類似の行為について同一の当事者に対して更に訴訟を起こすものは、自己が、前の訴訟において、自己の過失によらずして当該別の特許に基づく主張を行うことができなかつたことの一応の証拠を提示しない限り、裁判費用及び新しい手続に係る相手方の費用を負担しなければならない。

第2章 民事法に基づく特別保護規定

A. 差止命令又は救済措置を求める訴訟

第72条

- (1) 第66条に掲げる行為により脅かされているか又は自己の権利を侵害されている者は、差止命令又は当該不法な状態の是正を求めることができる。
- (2) (廃止)

B. 損害賠償訴訟

第73条

- (1) 故意又は過失により第66条に掲げる行為を実行する者は、債務法の規定に従い被害者に損害を賠償する義務を負う。
- (2) (廃止)
- (3) 損害賠償訴訟は、特許が与えられた後にのみ提起することができる。ただし、被告が特許出願の内容を最初に知った時以後—ただし出願の公告がそれより早い場合は当該公告以後—生じた損失又は損害については、被告の責任を問うことができる。
- (4) (廃止)

C. 確認判決を求める訴訟

第74条

利害関係を証明する者は、本法が適用される事情又は法律関係の存否、特に次に掲げる事項について確認判決を求める訴訟を起こすことができる。

- (1) 特許が有効であること
- (2) 被告が第66条に掲げる行為を実行したこと
- (3) 原告が第66条に掲げる行為を実行しなかったこと
- (4) 特許が、法の規定により原告に対して行使することができないこと
- (5) 2の特許に関して、ライセンスの許諾に係る第36条の要件が満たされているか又は満たされていないこと
- (6) 原告が特許出願又は特許の主題である発明をしたこと
- (7) 二重特許の禁止に違反している特許が無効になっていること

D. ライセンシーの訴権

第75条

- (1) 排他的ライセンスを所有する者は、そのライセンスが登録簿に登録されているとされていないとに拘らず、第72条又は第73条に定めるところにより独立して訴訟を起こすことができる。ただし、それがライセンス契約により明示的に排除されていないことを条件とする。

(2) 何れのライセンシーも、自己の損失又は損害賠償について主張するために第 73 条に基づく訴訟に参加することができる。

第 76 条 (廃止)

F. 予備的措置

第 77 条

(1) 予備的措置を請求する者は、特に、裁判所が次に掲げる事項を命じるよう請求することができる。

(a) 証拠を保全する措置、現在の状態を維持する措置若しくは差止による救済及び是正措置を求める請求権を暫定的に執行する措置

(b) 次に掲げるものについて正確な説明が行われること

(1) 使用された、不法とされる方法

(2) 製造された、不法とされる製品及び当該製品を製造するのに使用された手段又は

(c) これらの物の差押

(2) 説明が行われることを当事者が請求するときは、既存の請求権が侵害されたか又は侵害が疑われることについての一応の証拠を提示しなければならない。

(3) 相手方が製造又は営業秘密が関わっていることを主張するときは、裁判所は、それを保護するために必要な措置をとるものとする。裁判所は、説明を行うための手続に申請当事者が参加するのを妨げることができる。

(4) 差押を伴うか否かに拘らず、説明を行う手続は、連邦特許裁判所の構成員により進められるものとし、当該構成員は、必要に応じて専門家の助力を求めることができる。手続は、必要に応じて正当な権限を有する州の司法当局と協力して進めるものとする。

(5) 申請当事者が説明について通知を受ける前に、相手方は、意見を述べる機会を与えられる。

第 78 条—第 80 条 (廃止)

第3章 刑事法に基づく特別保護規定

A. 刑事規定

I. 特許侵害

第81条

(1) 第66条に定める行為を故意に実行した者は、被害者の申立に基づいて、1年以下の拘禁刑又は罰金刑に処される。

(2) 申立を提起する権利は、被害者が違反者の身元を知った日から6月後に消滅する。

(3) 違反者が営利目的で行動したときは、職権により起訴される。その罰は、5年以下の拘禁刑又は罰金刑とする。拘禁刑は、罰金刑と併科するものとする。

II. 出所に関する虚偽の情報

第81a条

(1) 第49a条の下で故意に虚偽の情報を提供した者は、100,000フラン以下の罰金に処される。

(2) 裁判所は、判決の公告を命じることができる。

III. 虚偽の特許標記

第82条

(1) 当該製品又は商品が特許保護を受けているとの誤った考えを生じさせる表示を付した営業書類、何らかの通知又は広告、製品又は商品を故意に販売のために申し出るか又は頒布する者は、罰金に処される。

(2) 裁判所は、判決の公告を命じることができる。

B. スイス刑法総則の適用

第83条

本法に別段の規定がある場合を除き、スイス刑法総則が適用される。

B-2. 営業上の侵害

第83a条

配下の者、代理人又は代表者による営業上の侵害は、1974年3月22日の行政刑法に係る連邦法第6条及び第7条が適用される。

C. 管轄地

第 84 条

(1) 違法行為の訴追及び判決に係る管轄当局は、当該行為が実行された地又は当該行為が発生した地の当局とする。2 以上の地が競合するとき又は複数の共犯者が関係するときは、最初に取り調が開始された地の当局を管轄当局とする。

(2) 教唆犯及び共犯者の訴追及び判決に係る管轄当局は、主犯者の訴追及び判決を管轄する当局とする。

D. 州当局の権限

I. 総則

第 85 条

(1) 違法行為の訴追及び判決は、州当局の管轄事項とする。

(2) 判決、行政当局が発した処罰命令及び手続を却下する決定は、無料でかつ完全な書類の写しを添えて、遅滞なくスイス検事総長の役所の伝達しなければならない。

II. 特許無効の訴え

第 86 条

(1) 取調を受けている者が抗弁として特許の無効を訴答するときは、裁判所は、無効訴訟を提起する適正な期間をその者に認めると共に、当該期間内にそれを提起しなかった場合の罰則を適正に通知する。当該特許が新規性及び進歩性に関して審査されずかつ裁判所が当該特許の有効性について疑念を有するとき、又は取調を受けている者が特許の無効の抗弁が正当化されると考えられるとの一応の証拠を提示したときは、裁判所は、当該特許の有効性の宣言を求める訴訟を提起する適正な期間を被害者に認めることができ、かつ、前記と同様、期間内にそれを提起しなかった場合の罰則を適正に通知する。

(2) 前記の期間内に訴訟が提起されたときは、当該訴訟に対して最終決定が下されるまで、刑事手続は中止される。この期間、訴追時効期間は中断される。

(3) (廃止)

第4章 関税当局により提供される援助

A. 疑わしい商品の通知

第86a条

(1) 関税当局は、スイスにおいて有効な特許の所有者に対して、その特許を侵害する商品が関税当局の地域に近々に輸入又は輸出される疑いが存する場合に通知する権限を有する。

(2) 前記の場合において、関税当局は、適格者が第86b条(1)に従って申請を行うことができるよう、3就業日の間当該商品を留置する権限を有する。

B. 援助の申請

第86b条

(1) スイスにおいて有効な特許の所有者又はライセンシーであって手続を提起する資格を有するものが、当該特許を侵害する商品が関税当局の地域に近々に輸入又は輸出されるとの明白な兆候を把握しているときは、その者は、当該商品の引渡を拒絶するよう、書面により関税当局に請求することができる。

(2) 申請人は、関税当局の決定に必要な情報で同人が利用できるものすべてを提供しなければならない。これには当該商品の正確な説明が含まれる。

(3) 関税当局は、前記の申請について最終決定を下す。同当局は、行政費用を填補するための手数料を課することができる。

C. 商品の留置

第86c条

(1) 第86b条(1)に基づく申請の結果、関税当局が、輸入又は輸出を意図されている商品がスイスにおいて有効な特許を侵害すると疑うに足る理由を有するときは、同当局は、申請人及び当該商品の申告者、保有者又は所有者にその旨を通知する。

(2) 同当局は、申請人が予備的措置を得られるよう、(1)に基づく通知の時から最大限10就業日の間当該商品を留置する。

(3) 事情により正当化されるときは、同当局は、最大限10就業日を追加して当該商品を留置することができる。

D. 見本

第86d条

(1) 商品が留置されている間、関税当局は、請求に基づいて、審査のための見本を申請人に引き渡し若しくは交付するか又は留置されている商品を検査することを申請人に認める権限を有する。

(2) 見本は、申請人の費用において採集され、引き渡される。

(3) 見本は、審査が行われた後、そうすることが合理的ならば返却されなければならない。見本は、申請人により保留されるときは、関税法制の規定に従うことを条件とする。

E. 製造及び営業秘密の保護

第 86e 条

(1) 関税当局は、第 86c 条 (1) に従って通知が行われると同時に、商品の申告者、保有者又は所有者に対し、第 86d 条 (1) に従った見本の引渡又は見本の検査の可能性があることを通知する。

(2) 申告者、保有者又は所有者は、その製造又は営業秘密を保護するために、検査に立会うことを請求することができる。

(3) 関税当局は、申告者、保有者又は所有者からの理由を付した請求に基づいて、見本を引き渡すことを拒絶することができる。

F. 商品の廃棄の申請

I. 手続

第 86f 条

(1) 第 86b 条 (1) に基づく申請を行うとき、申請人は、商品の廃棄を求める請求書を関税当局に提出することができる。

(2) 廃棄申請が行われたときは、関税当局は、第 86c 条 (1) に基づいて行われる通知の一環としてその旨を商品の申告者、保有者又は所有者に通知する。

(3) 廃棄申請は、第 86c 条 (2) 及び (3) に基づく予備的措置を得るための期間の延長をもたらすものではない。

II. 同意

第 86g 条

(1) 商品の廃棄には、申告者、保有者又は所有者の同意を要する。

(2) 申告者、保有者又は所有者が第 86c 条 (2) (3) に示す期間内に廃棄に明示的に反対しないときは、同意が与えられたものとみなされる。

III. 証拠

第 86h 条

関税当局は、商品の廃棄に先立ち、見本を採取し、これを損害賠償訴訟における証拠として保管する。

IV. 損害賠償

第 86i 条

- (1) 商品の廃棄が不当であることが判明したときは，専ら申請人が生じる損害の責任を負う。
- (2) 申告者，保有者又は所有者が廃棄について明示的な同意書を差し出したときは，廃棄が不当であることが後に判明しても，申請人に損害賠償を請求することはできない。

V. 費用

第 86j 条

- (1) 商品の廃棄は，申請人の費用において行われる。
- (2) 第 86h 条に基づく見本の採集及び保管に係る費用は，第 86i 条 (1) に基づく損害賠償請求に係る決定と関連して裁判所により決定される。

G. 責任申告書及び損害賠償

第 86k 条

- (1) 商品の留置により損害が生じる可能性があることが予期されるときは，関税当局は，申請人が責任申告書を当局に提出することを留置の条件とすることができる。当該申告書の代わりとして，かつ，事情により正当化されるときは，関税当局は，申請人に適正な補償金を供託するよう求めることができる。
- (2) 予備的措置が命じられなかったか又は不当であることが判明したときは，申請人は，商品の留置及び見本の採取から生じたすべての損害の責任を負う。

第 4 編

第 87 条—第 108 条 (廃止)

第 5 編 欧州特許出願及び欧州特許

第 1 章 適用法規

本法の適用範囲；欧州特許条約との関係

第 109 条

- (1) 本編は、スイスにおいて効力を有する欧州特許出願及び欧州特許に適用する。
- (2) 本法の他の規定も、欧州特許の付与に関する 1973 年 10 月 5 日の条約（欧州特許条約）又は本編に別段の定めがある場合を除くほか適用するものとする。
- (3) スイスを拘束する欧州特許条約の本文は、本法に優先する。

第2章 欧州特許出願及び欧州特許の効果並びに欧州特許に関する変更

A. 原則的効果

第110条

出願日が指定された欧州特許出願及び欧州特許は、庁に適正な方式で出願された特許出願及び同庁によって与えられた特許と同一の効果をスイスにおいて有する。

II. 特許の有効性に関する変更

第110a条

欧州特許庁における手続で下された最終決定に基づく欧州特許の有効性に関する変更は、スイスにおける手続での終局判決と同一の効果を有する。

B. 欧州特許出願により与えられる仮保護

第111条

(1) 公開された欧州特許出願は、欧州特許条約第64条により与えられる保護を出願人に与えることはない。

(2) もっとも、被害者は、損害賠償において被告が欧州特許出願の内容を知った時、ただし、遅くとも欧州特許庁により当該出願が公開された日以後被告が引き起こした損失又は損害の賠償を請求することができる。

第112条—第116条（廃止）

第 3 章 欧州特許の管理

A. 欧州特許登録簿

第 117 条

欧州特許が与えられた旨が欧州特許公報において公告され次第，庁は，欧州特許登録簿に注記された事項と共にこれをスイス欧州特許登録簿に記録する。

B. 公告

第 118 条

庁は，スイス欧州特許登録簿にされた登録を公告する。

第 119 条及び第 120 条（廃止）

第4章 欧州特許出願の変更

A. 変更の理由

第121条

- (1) 欧州特許出願は、次に該当する場合はスイス特許出願に変更することができる。
- (a) 欧州特許条約第135条(1)(a)に規定する場合
 - (b) 原出願がイタリア語で提出されている場合において欧州特許条約第14条(2)にいう期間が遵守されないとき
 - (c) (廃止)
- (2) (廃止)

B. 法的効果

第122条

- (1) 変更請求が正規の方式でかつ所定の期間内に庁に提出されたときは、その特許は、当該欧州特許出願の出願日に提出されたものとみなす。
- (2) 欧州特許庁に提出された欧州特許出願又は欧州特許の添付書類は、庁に同じ時に提出されたものとみなす。
- (3) 欧州特許出願に伴う権利は、そのまま有効とする。

C. 翻訳文

第123条

欧州特許出願の原正文で用いられた言語がスイスの公用語でないときは、庁は、スイスの公用語による翻訳文を提出すべき期間を特許出願人に与える。

D. 欧州特許条約に係る留保

第124条

- (1) 欧州特許条約第137条(1)に従うことを条件として、スイス特許出願について効力を有する規定は、変更から生じる特許出願に適用される。
- (2) 欧州特許の変更から生じた特許出願のクレームは、当該特許により与えられる保護の範囲が拡張されるように作成してはならない。

第5章 民事法及び刑事法に基づく保護に係る規定

A. 二重特許の禁止

I. 欧州特許の優位

第125条

(1) 同一の発明について同一の出願日又は優先日を伴うスイ斯特許及びスイスにおいて効力を有する欧州特許が同一の発明者又はその権利承継人に与えられたときは、そのスイ斯特許は、次に掲げる日から効力を失う。

(a) 欧州特許に対する異議申立期間が、異議申立がなされることなく満了した日又は

(b) 異議申立手続において、欧州特許が最終決定により維持された日

(2) 第27条を準用する。

II. 変更から生じた特許の優位

第126条

(1) 同一の発明について同一の出願日又は優先日を伴うスイ斯特許出願又は国際特許出願（第131条以下）に基づく特許及び変更された欧州特許出願に基づく特許が同一の発明者又はその権利承継人に与えられたときは、前者の特許は、変更された欧州特許出願に基づく特許が与えられた日から効力を失う。

(2) 第27条が準用される。

B. 手続規定

I. 一部権利放棄の制限

第127条

欧州特許の一部権利放棄は、欧州特許庁に当該特許に対して異議申立をすることができる間又は異議申立、限定若しくは取消に関して最終決定がまだ下されていない間は、これを請求することができない。

II. 手続の中止

a. 民事訴訟

第128条

裁判所は、次に掲げるときは、手続を中止し、かつ、特に判決の言渡しを繰り延べることができる。

(a) 欧州特許庁が欧州特許の限定又は取消に関する最終決定をまだ下していないとき

(b) 欧州特許の有効性が争われており、かつ、一方の当事者が、欧州特許庁に異議申立

をする可能性が残されている旨又は異議申立に関してまだ最終決定が下されていない旨の証拠を提示するとき

(c) 欧州特許条約第 112a 条に基づく決定の再審理を求める申立に関して欧州特許庁がまだ最終決定を下していないとき

b. 刑事手続

第 129 条

(1) 第 86 条にいう場合において取調を受けている者が抗弁として欧州特許の無効を訴答するときは、裁判所は、当該特許に対する異議申立を欧州特許庁にする可能性が残されている間又は異議申立手続への参加がまだ認められている間は、異議申立をするか又は異議申立手続に参加するのに適正な期間を当該人に許可することができる。

(2) 第 86 条 (2) が準用される。

第 6 章 欧州特許庁による法務協力要請

伝達当局

第 130 条

庁は、欧州特許庁による法務協力要請を受領し、これを管轄当局に伝達する。

第 6 編 国際特許出願

第 1 章 適用法規

本法の適用範囲；特許協力条約との関係

第 131 条

(1) 本編は、1970 年 6 月 19 日の特許協力条約に基づく国際出願で、庁を受理官庁、指定官庁又は選択官庁とするものに適用される。

(2) 本法の他の規定は、特許協力条約又は本編に別段の定がある場合を除いて適用される。

(3) スイスを拘束する特許協力条約の本文は、本法に優先する。

第 2 章 スイスに提出される出願

A. 受理官庁

第 132 条

庁は、スイス国民又はスイスに主たる営業所若しくは住所を有する者が出願する国際出願について特許協力条約第 2 条に基づく受理官庁として行動する。

B. 手続

第 133 条

(1) 本法により補足された特許協力条約は、受理官庁として行動する庁における手続に適用される。

(2) 国際出願については、特許協力条約に定める手数料のほか、庁が徴収する送付手数料を納付しなければならない。

(3) 第 13 条は適用しない。

第 3 章 スイスを指定する出願；選択官庁

A. 指定官庁及び選択官庁

第 134 条

連邦庁は、スイスにおいて発明の保護を求める国際出願についてそれが欧州特許出願の効果を有していないときは、特許協力条約第 2 条に基づく指定官庁及び選択官庁として行動する。

B. 国際出願の効果

I. 原則

第 135 条

庁を指定官庁とする国際出願は、出願日が付与されているときは、正規の方式で庁に提出されたスイス特許出願と同一の効果をスイスにおいて有する。

II. 優先権

第 136 条

最先の出願がスイスにおいて又はスイスに関してのみ提出されたとしても、第 17 条に基づく優先権を国際出願について主張することができる。

III. 仮保護

第 137 条

本法の第 111 条及び第 112 条は、特許協力条約第 21 条に基づいて公開される国際出願で庁を指定官庁とするものに準用する。

C. 方式要件

第 138 条

出願人は、出願日又は優先日から 30 月以内に次に掲げることを行わなければならない。

- (a) 発明者の名称の確認書を提示すること
- (b) 出所に関する情報（第 49a 条）を提供すること
- (c) 出願手数料を納付すること
- (d) 国際出願がスイスの公用語の 1 により作成されていないときは、スイスの公用語の 1 による翻訳文を提出すること

D.

第 139 条 (廃止)

E. 二重特許の禁止

第 140 条

(1) 同一の発明について同一の優先日を有する 2 の特許が同一の発明者又はその権利承継人に付与されたときは、国内出願に基づく特許は、国際出願に基づく特許の付与日に効力を失う。この場合において、国内出願の優先権が国際出願に基づく特許について主張されるか否か又は国際出願の優先権が国内出願に基づく特許について主張されるか否かは問わない。

(2) 第 27 条を準用する。

第7編 補充的保護証明書

第1章 医薬品に係る補充的保護証明書

A. 原則

第140a条

- (1) 庁は、請求により、医薬品の活性成分又は活性成分の組合せに係る補充的保護証明書（以下「証明書」という）を与える。
- (2) 活性成分又は活性成分の組合せを本章において「製品」という。

B. 条件

第140b条

- (1) 証明書は、出願の時点で次に掲げることが該当する場合に交付される。
 - (a) 当該製品、その製造方法又はその使用が特許によって保護されていること
 - (b) 当該製品を医薬品としてスイスの市場に持ち込むための公式の許可が与えられていること
- (2) 証明書は、最初の許可に基づいて交付される。

C. 権利

第140c条

- (1) 当該特許の所有者は、証明書の交付を受ける権利を有する。
- (2) 各製品について1のみの証明書が交付される。
- (3) 2以上の特許所有者が異なる特許に基づいて同一の製品について申請を提出した場合であって証明書がまだ交付されていないときは、証明書を各申請人に交付することができる。

D. 保護の主題及び効果

第140d条

- (1) 証明書の保護は、当該特許により与えられる保護範囲内で、証明書の失効前に許可された医薬品としての当該製品の如何なる使用にも及ぶ。
- (2) 証明書は、特許と同一の権利を与えるものであり、かつ、同一の制限を受ける。

E. 保護期間

第140e条

- (1) 証明書は、特許の最長期間が満了した時から効力を生じ、以後、第56条に基づく出願日からスイスにおいて製品を医薬品として市場に持ち込むための最初の許可が下りた

日までの期間から5年を差し引いた期間について有効とする。

(2) 証明書の有効期間は5年を超えない。

(3) 連邦参事会は、欧州経済領域(EEA)において与えられた許可は、それがスイスにおける最初の許可より先に与えられている場合は(1)にいう最初の許可に該当すると定めることができる。

F. 申請期間

第140f条

(1) 証明書交付の申請は、次に掲げる期間内にしなければならない。

(a) 当該製品を医薬品としてスイスの市場に持ち込むための最初の許可から6月以内

(b) 最初の許可よりも後に特許が付与されたときは、特許の付与から6月以内

(2) 上記の期間が遵守されない場合は、庁は、当該申請を拒絶する。

G. 証明書の交付

第140g条

庁は、証明書の交付を特許登録簿に記載することにより証明書を交付する。

H. 手数料

第140h条

(1) 証明書については、申請手数料及び更新手数料を納付しなければならない。

(2) 更新手数料は、証明書の全有効期間につき一括して期前に納付しなければならない。

(3) (廃止)

I. 期限前の失効及び停止

第140i条

(1) 証明書は次に掲げる場合に失効する。

(a) その所有者が庁に宛てた宣言書によりこれを放棄した場合

(b) 年金が所定の期間内に納付されなかった場合

(c) 製品を医薬品として市場に持ち込むための許可が撤回された場合

(2) 当該許可が停止されたときは、証明書もまた停止される。停止により証明書の有効期間の経過が中断されることはない。

(3) 許可を与える当局は、当該許可が撤回又は停止された場合はその旨を庁に通知する。

K. 無効

第140k条

(1) 証明書は、次に掲げる場合に無効となる。

- (a) 証明書が第 140b 条, 第 140c 条 (2), 第 146 条 (1) 又は第 147 条 (1) に反して交付された場合
 - (b) 当該特許がその最長期間の満了前に失効した場合 (第 15 条)
 - (c) 当該特許が無効の宣言を受けた場合
 - (d) 当該特許が証明書の発行対象である製品が最早クレームの対象でなくなる程度に限定された場合
 - (e) 当該特許の失効後において, (c) の無効宣言又は (d) の限定を正当化するような理由が存在する場合
- (2) 何人も, 特許の無効を宣言する権限を有する当局に対し, 証明書を無効と宣言するよう求める訴訟を起こすことができる。

L. 手続, 登録, 公告

第 140l 条

- (1) 連邦参事会は, 証明書の交付並びに特許登録簿へのその記載及び庁の公告に係る手続について定める。
- (2) 連邦参事会は, 欧州共同体の規則を考慮に入れる。

M. 適用法規

第 140m 条

証明書に関する規定に定めがない事項に関しては, 第 1 編, 第 2 編, 第 3 編及び第 5 編の規定を準用する。

第 2 章 植物保護製品に係る補充的保護証明書

第 140n 条

(1) 庁は、申請により、植物保護製品の活性成分又は活性成分の組合せに係る補充的保護証明書（以下「証明書」という）を交付する。

(2) 第 140a 条（2）から第 140m 条までを準用する。

最終編 最終規定及び経過規定

A. 施行措置

第 141 条

- (1) 連邦参事会は、本法を施行するために必要な措置をとるものとする。
- (2) 特に、連邦参事会は、審査課及び異議申立部の構成、これらの業務の範囲及び手続並びに期間及び手数料に関する規則を定めることができる。

B. 旧法から新法への移行

I. 特許

第 142 条

2007 年 6 月 22 日の本法改正が施行された時に失効していない特許は、その日から新法の適用を受ける。無効の理由については引き続き旧法を適用する。

II. 特許出願

第 143 条

- (1) 2007 年 6 月 22 日の本法改正が施行された時に係属している特許出願は、その日から新法の適用を受ける。
- (2) 次の事項には引き続き旧法を適用する。
 - (a) 国際博覧会における無害の開示
 - (b) 特許性。ただし、旧法に基づくその要件の方が新法に基づくものよりも有利な場合に限る。

第 144 条 (廃止)

III. 民事法に基づく責任

第 145 条

- (1) 民事法に基づく責任は、行為時に有効な規定が定めるところによる。
- (2) 第 75 条及び第 77 条 (5) は、2007 年 6 月 22 日の本法改正が施行された後に締結又は承認されたライセンス契約にのみ適用する。

C. 植物保護製品に係る補充的保護証明書

I. 施行に先立つ許可

第 146 条

(1) 1998 年 10 月 9 日の本法改正が施行された時点で特許により保護されている製品で、第 140b 条に従いこれを市場に持ち込むための許可が 1985 年 1 月 1 日後に与えられているものについては、補充的保護証明書を交付することができる。

(2) 証明書交付の申請は、1998 年 10 月 9 日の本法改正が施行されてから 6 月以内に行わなければならない。当該期限が遵守されない場合は、庁は、当該申請を拒絶する。

II. 失効した特許

第 147 条

(1) 証明書はまた、1997 年 2 月 8 日から 1998 年 10 月 9 日の本法改正が施行されるまでにその最長期間が満了した特許に基づいても交付することができる。

(2) 証明書の保護期間は、第 140e 条に従って計算される。ただし、証明書の交付に係る申請が公告されるまでは効力を生じない。

(3) 当該申請は、1998 年 10 月 9 日の本法改正が施行されてから 2 月以内に行わなければならない。当該期限が遵守されない場合は、庁は、当該申請を拒絶する。

(4) 第 48 条 (1)、(2) 及び (4) は、特許の満了から申請の公告までの期間についてこれを準用する。

D. 2005 年 12 月 16 日の特許法改正に関する経過規定

第 148 条

(1) 第 113 条 (1) にいう特許明細書の翻訳文は、スイスの公用語の 1 により公告されない欧州特許については要しない。ただし、当該欧州特許の付与への言及、修正された形態での特許の維持の場合は異議申立に関する決定の公告又は特許の限定の場合は当該限定への言及が 2005 年 12 月 16 日の本法改正が施行される 3 月未満前に欧州特許公報において公告されたことを条件とする。

(2) 第 114 条及び第 116 条はまた、2005 年 12 月 16 日の本法改正が施行された後は、第 112 条に従って被告に送付され若しくは庁によって公開されたか又は第 113 条に基づいて庁に提出された翻訳文に適用する。